

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第46号）（行財政局人事部人事課）

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 46 号

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)